

『東大和市介護予防・日常生活支援総合事業』（案）に対するパブリックコメントを実施します。

介護保険法の改正に伴い、これまで介護予防サービスとして規定されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に規定する「訪問型サービス（第1号訪問事業）」及び「通所型サービス（第1号通所事業）」に移行されることになりました。この度、『東大和市介護予防・日常生活支援総合事業』（案）をまとめましたので、お知らせするとともに、皆さんから広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

#### 1 東大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施の背景・目的

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されています。介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心となって、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要な政策課題となっています。

介護保険法第115条の45第1項に規定する総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを指すものです。

#### 2 『東大和市介護予防・日常生活支援総合事業』（案）の内容

総合事業の特徴は、サービスの類型や基準、単価等を、区市町村の実情に応じて独自に設定できるとされています。これまで、国が一律に基準と介護報酬単価を定めていた保険給付と比べ、要支援の方々が選択できる多様なサービスを充実させることで、効果的かつ効率的な援助等が提供され、在宅生活の安心を確保することができます。

『東大和市介護予防・日常生活支援総合事業』（案）では、次の事項を示しています。

##### 【1】総合事業の基本的な考え方

- ①総合事業実施の背景
- ②総合事業の概要

【2】東大和市が提供するサービスの類型について

- ①介護予防訪問介護事業
- ②介護予防通所介護事業

【3】総合事業の利用方法について

【4】東大和市が提供するサービスの内容について

- ①介護予防訪問介護事業
- ②介護予防通所介護事業

3 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 当該施策に利害関係があると認められる個人
- (7) 当該施策に利害関係があると認められる法人等

4 意見の提出期間

平成28年9月20日(火)から10月19日(水)まで(必着)

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

5 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ
- (2) 文書閲覧 福祉部高齢介護課(東大和市役所2階6番窓口)

6 意見の提出先、方法及び提出様式等

(1) 提出先

福祉部高齢介護課

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・書面の持参 福祉部高齢介護課(東大和市役所2階6番窓口)
- ・郵送 〒207-8585 東大和市中心3-930 東大和市福祉部高齢介護課宛て
- ・FAX 042-563-5930
- ・電子メール koureikaigo@city.higashiyamato.lg.jp

### (3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

- ア 市内在住の個人 住所及び氏名
- イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名
- ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名
- エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
- オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名
- カ 当該施策に利害関係があると認められる個人 利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
- キ 当該施策に利害関係があると認められる法人等 利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

### 7 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、平成28年11月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

### 8 注意事項

- 電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- 意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。